

議題3（委員会決裁事項（規則第3条第2号））

大阪府教育委員会通則の一部を改正する規則について

標記について、別紙のとおり定める。

平成28年3月25日

大阪府教育委員会

<参考>

[根拠規定]

大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。

大阪府教育委員会通則の改正（概要）

教育委員会事務局教育総務企画課

■改正の理由

「私立学校に関する事務」が知事から教育長に委任されることを受けて、教育委員会及び私立学校に関する事務をつかさどる事務局を「教育庁」と称するとともに、新たに「私学課」等を設置すること等に伴い、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ①事務局を「教育庁」と称することに伴う改正
 - ・教育委員会及び私立学校に関する事務をつかさどる事務局を、「教育庁」と称する旨の規定の新設（第1条）
 - ・「事務局」を「教育庁」に改める改正（第2条、第3条、第8条、第9条、第10条、第15条）
- ②「教育庁」に「私学課」及び「私学監」を設置することに伴う改正
 - ・「私学課」及び「私学監」を設置する旨の規定の新設（第8条、第9条）
 - ・「私学監」の掌理事務の規定（第12条）
- ③行政不服審査法が改正されたことに伴う改正
 - ・教育委員会から教育長への「不利益処分に係る不服申立ての審査に関する」事務委任にかかる規定の削除（第5条）
- ④その他
 - ・字句の修正（第1条、第3条）

■施行期日

平成28年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

「私立学校に関する事務」の知事から教育委員会への委任協議は、3月24日付けで成立。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会通則の一部を改正する規則

大阪府教育委員会通則（昭和二十四年大阪府教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>第一条 この委員会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）といい、委員会及び私立学校に関する事務をつかさどる事務局を、大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。</p> <p>第二条 教育長の職務代理者、事務の委任及び臨時代理、教育庁の機構及び職員（臨時の者及び非常勤の者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の職員に限る。）を除く。）の職の設置並びに公告式等については、法令又はこれに基づき条例に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。</p> <p>二 教育庁の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。</p> <p>第五条（略）</p> <p>一 一四（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第八条 教育庁は、大阪府中央区大手前一丁目に置く。</p> <p>2 教育庁には、室又は課並びに室に属する課を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">私学課</td> </tr> </table> <p>第九条 法律に特別の定めがあるもののほか、教育庁並びに前条に規定する室及び課に次の職を置く。</p> <p>一 教育庁に教育次長</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 教育庁に理事を置くことができる。</p> <p>3 教育庁に教育監及び私学監を置くことができる。</p> <p>4 教育庁及び室に副理事を置くことができる。</p> <p>5 室並びに教育総務企画課、人権教育企画課、学校総務サービス課、施設財務課、文化財保護課及び私学課（以下これらの課を「単独の課」という。）</p>	（略）	（略）	（略）	私学課	<p>第一条 この委員会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）といい、委員会及び私立学校に関する事務をつかさどる事務局を、大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。</p> <p>第一条 教育長の職務代理者、事務の委任及び臨時代理、事務局の機構及び職員（臨時の者及び非常勤の者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の職員に限る。）を除く。）の職の設置並びに公告式等については、法令又はこれに基づき条例に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどること。</p> <p>二 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。</p> <p>第五条（略）</p> <p>一 一四（略）</p> <p>五 不利益処分に係る不服申立ての審査に関すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第八条 事務局は、大阪府中央区大手前一丁目に置く。</p> <p>2 事務局には、室又は課並びに室に属する課を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">（略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> </table> <p>第九条 法律に特別の定めがあるもののほか、事務局並びに前条に規定する室及び課に次の職を置く。</p> <p>一 事務局に教育次長</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 事務局に理事を置くことができる。</p> <p>3 事務局に教育監を置くことができる。</p> <p>4 事務局及び室に副理事を置くことができる。</p> <p>5 室並びに教育総務企画課、人権教育企画課、学校総務サービス課、施設財務課及び文化財保護課（以下これらの課を「単独の課」という。）</p>	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）								
（略）	私学課								
（略）	（略）								
（略）	（略）								

<p>という。)に参事、課長補佐、管理主事及び主査を置くことができる。</p> <p>第十条 前条に定めるもののほか、<u>教育庁</u>に副主査、主事及び技師を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 教育監は、上司の命を受け、<u>公立学校の教育</u>の専門的事項に関する重要な事務を掌理する。</p> <p>3 <u>私学監は、上司の命を受け、私立学校に関する重要な事務を掌理する。</u></p> <p>4 8 (略)</p> <p>第十五条 前七条に定めるもののほか、<u>教育庁</u>の処務に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>に参事、課長補佐、管理主事及び主査を置くことができる。</p> <p>第十条 前条に定めるもののほか、<u>事務局</u>に副主査、主事及び技師を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 教育監は、上司の命を受け、<u>教育の専門的事項に関する重要な事務を掌理する。</u></p> <p>3 7 (略)</p> <p>第十五条 前七条に定めるもののほか、<u>事務局</u>の処務に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。